

## 自然エネルギーの利用促進に関する意見書

東京電力福島第一原発で発生した放射性物質の放出事故は、国民生活に大きな不安と経済的損失を与え続けている。

現時点では原子力を制御する技術は完成しておらず、ばく大な放射性物質をどんな事態が起きても閉じ込めておくことは困難である。閉じ込め続けなければならない放射性物質が、一たび事故等により放出されると、被害は深刻なものとなり、長期かつ広範囲にわたることとなる。

また、放射性物質を残したままの多くの使用済み核燃料を安全に処理する技術も確立されていない。既に全国には1万トンを超える使用済み核燃料が貯蔵されている。

原発を世界有数の地震・津波国である我が国に集中的に建設してきたことは、危険極まりないことである。

日本は、太陽光や地熱、小水力、風力など原発に代わる再生可能な自然エネルギーの宝庫である。

よって、政府においては、原発から転換し、自然エネルギー利用の研究・開発と実用に本格的に取り組むよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国家戦略担当大臣

} 様